## 弊社所有権留保車両の残債確認受付変更のご案内

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、標記の件、平成17年4月より施行されました「個人情報保護法」の趣旨に沿い、個人情報の保護及び適正な取り扱いを図るために、所有権移転・抹消手続きのための残債確認のお問合せ・ご回答方法を一部変更させていただくことになりましたので、ご案内申しあげます。

個人情報取扱事業者として、お客様の債務の有無・クレジット残高などの個人情報を回答させていただくためには、お客様から書面などにより明示的に同意を得る必要がございます。

よってこのたび、「残債一括支払代金照会依頼書(代理・郵送申請用)」を作成し、残債確認のお問合せ・ご回答につきましては、「残債一括支払代金照会依頼書(代理・郵送申請用)」でお客様の同意を得た上で、ご回答させていただくことになります。

「残債一括支払代金照会依頼書(代理・郵送申請用)」では、お客様(車検証の使用者) 自身の署名と実印での捺印をお願いします。さらに、印鑑証明書を添付していただく必要 があります。

御依頼主には、送付方法・回答書送付先・担当者・電話番号・FAX番号・照会依頼車両の明細等を記入の上、車検証の写しと共に、当社本社車両部業務課・西帯広支店業務課(帯広ナンバーに限る)まで、ご持参または郵送いただくようお願いしたします。また、当社の各店舗にても、お取次ぎいたします。

また、回答は基本的にFAXまたは電話にて行います。なお、郵送による返答を希望する場合は、返信用封筒・切手をご同封ください。

大変お手数ですが、趣旨を理解の上、ご協力いただきますよう、どうぞ宜しくお願いもうしあげます。

敬具

〒084-0906 釧路市鳥取大通6丁目4番3号 釧路トヨタ自動車株式会社 車両部業務課 TEL 0154-51-3161・FAX 0154-52-4608

## 残債一括支払代金照会依頼書(代理・郵送申請用)

私は、貴社が所有権留保する車両の残債を一括支払する場合の精算金額につきまして、以下の通り照会依頼いたしますので、ご回答をお願いいたします。なお、回答先送付先の記入がある場合は、照会依頼の回答結果は、下記取扱店にご通知いただきますようお願いいたします。

署名はお客様の自筆で必ずご記入下さい。													
本人確認のため、実印による捺印と印鑑登録証が必要です。													
フリガ	ナ										₸		
氏	名								住	所			
名	称												
生年月		大	• 昭	• 平	1	Ŧ	月	В	電話番	号	(	)	
送付方	法 1	1 . F	ΑХ		2.T	EL	3	.郵送					
回答	書								担当	<b>=</b>			
送 付	先								担当	者			
電話番	号			(		)			FAX 霍	号	(	)	
車両	メーカ	<b>–</b>							登録番	号			
情報	通 称	名							車台番	号			
精算	予定					年	月		精算方	法	1.現金 2.銀行振込 3	 .その他(	)
F		•									•		

炒事学	++
合吉达	ハガル

様

攵	旭
<b>~</b>	作用

上記ご依頼に基づき、下記の通りご回答申し上げます。

年 月 日現在

残一括代金額		円			
債 権 残 高		円	戻し手数料	<b>A</b>	田
確認事項	年 月	日お支払後	後の計算金額で	<b>ੱ</b> ਰ.	
ご精算期限	年 月				
信販残債	1. 残債はありません	2. (	,	)にご確認をお願いします。	
備考					

ご注意 ご入金がご精算期限を過ぎた場合は、金額が異なる場合があります。差額が生じた場合は、別途ご請求させ ていただくことになりますのでご注意下さい。

譲渡書類の発行には以下のものが必要になります。

- 口貴社の念書 口車検証のコピー 口完済証明書(信販会社に残債がある可能性があるとき) 口使用者の委任状
- 口使用者の印鑑登録証明(提出済みの場合は、有効期限内なら省略可能)
- 口住民票(車検証住所と印鑑登録証明が異なる場合)
- \*1 残債一括支払代金照会依頼書に記入された情報は、残債一括支払代金の照会・回答と当社販売業務の為以外には使用しません。